（警察庁長官官房付）警視長　原　幸太郎
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に転任させる
内閣官房空港・港湾水際危機管理チーム参事官を命ずる
（国土交通省大臣官房付）国土交通技官　岩田　美幸
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する
内閣官房東日本大震災対応総括室参事官を命ずる
（警察庁警備局付）警視長　佐藤　隆司
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））の併任を解除する
（同）同　難波　健太
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する
内閣官房空港・港湾水際危機管理チーム参事官を免ずる
（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　岩田　美幸
国土交通省に出向させる
内閣官房東日本大震災対応総括室参事官を免ずる
（以上八月二十四日）

国家公安委員会

（警察庁長官官房付）警視長　米村　猛
島根県警察本部長を命ずる（八月十一日）

警察庁

（警察庁長官官房国家公安委員会会務官）警視長　野村　護
宮内庁に出向させる
（島根県警察本部長）同　福田　正信
警察庁長官官房国家公安委員会会務官を命ずる
（以上八月十一日）

法務省

（在フランス日本国大使館一等書記官）外務事務官　杉原　隆之
（在ウィーン国際機関日本政府代表部一等書記官）同　菅野　直樹
検事二級（東京地方検察庁検事）に転任させる
法務事務官（法務省刑事局付）に併任する（各通）
（八月二十四日）

皇室事項

行幸啓御日程

天皇皇后両陛下の和歌山県へ行幸啓の御日程は、次のとおりである。

第一日　九月二十五日
皇居（乾門）御出門
東京国際空港御発　特別機
南紀白浜空港御着
和歌山県立情報交流センターＢｉｇ・Ｕ
お泊所　紀州南部ロイヤルホテル

第二日　九月二十六日
湯浅町役場
紀三井寺公園陸上競技場（国体総合開会式場）
稲むらの火の館
お泊所　紀州南部ロイヤルホテル

第三日　九月二十七日
和歌山県果樹試験場うめ研究所
みなべ町役場
白浜会館
南紀白浜空港御発　特別機
東京国際空港御着
還幸啓

天候不良等の場合
第一日九月二十五日特別機が飛行延期の場合は、同日及び二十七日の御日程を次のとおり変更する。

九月二十五日
皇居（乾門）御出門
東京国際空港御発　特別機
南紀白浜空港御着
お泊所　紀州南部ロイヤルホテル

九月二十七日
みなべ町役場
みなべ町役場以下当初の第三日の御日程に同じ。

第一日九月二十五日特別機が欠航の場合は、東京御発を翌二十六日とし、同日及び翌二十七日の御日程を次のとおり変更する。

九月二十六日
皇居（乾門）御出門
東京国際空港御発　特別機
南紀白浜空港御着
湯浅町役場
湯浅町役場以下当初の第二日の御日程に同じ。

九月二十七日
みなべ町役場
みなべ町役場以下当初の第三日の御日程に同じ。

第二日九月二十六日国体総合開会式場が紀州南部ロイヤルホテルに変更になる場合は、同日の御日程を次のとおり変更する。

紀州南部ロイヤルホテル（国体総合開会式荒天会場）

行啓

皇后陛下は、八月二十一日午後五時二十五分御出門、「開館三十周年記念　舟越保武彫刻展―まなざしの向こうに」を御覧のため、練馬区立美術館（練馬区）へ行啓、同七時十四分還啓になった。

官庁報告

法務

再審による無罪判決の公示

木原省輔（住居和歌山市関戸五丁目四番四七号、無職、昭和一八年九月二〇日生）に対して、平成二一年一月二七日酒気帯び運転をしたとの事実につき、略式命令（罰金三〇万円）が確定していたが、再審の結果被告人の行為でないことが明らかとなったから、平成二七年六月二九日無罪の言渡しをした。

和歌山簡易裁判所

公告

諸事項

商業登記抹消公告

本店　千葉市中央区椿森三丁目４番５号
商号　有限会社ニューハウス
（会社法人等番号　0400―02―014404）

上記に係る平成14年２月20日受付で登記した設立登記は、商業登記法第134条第１項第１号に該当することを発見したので、本公告掲載の日から14日以内に異議の申立てがないときは、その登記を抹消する。

商業登記法第135条第２項の規定により公告する。

平成27年８月27日　千葉地方法務局

割賦販売法に基づく同法第35条の３の61の許可を受けた者の営業廃止に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の61の許可を受けた者から、法第35条の３の62において準用する法第26条第１項の規定による営業廃止の届出があったので、法第35条の３の62において準用する法第26条第２項において準用する法第24条の規定に基づき、次のとおり公示します。

平成27年８月27日

経済産業大臣　宮沢　洋一

名称	本店の所在地	許可番号	営業廃止年月日
株式会社真寿美衣裳	福井県越前市幸町１―13	五第5024号	平成27年６月30日

割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の61の許可を受けた者は、前払式特定取引の営業を廃止し、法第35条の３の62において準用する法第27条第１項第４号に該当することとなったので、割賦販売法施行令（昭和36年政令第341号）第10条第１項の規定に基づき、次のとおり公示します。

平成27年８月27日

近畿経済産業局長　関　総一郎